

農業委員会への申請時

「登記事項証明書」の添付が省略できるようになりました。

令和8年6月

令和8年4月1日より、東彼杵町農業委員会では「**登記情報連携システム**」を導入しました。

これにより、登記事項証明書を添付することなく手続きが可能となりました。

対象となる手続き

- ・農地法第3条（権利移動）の許可申請
- ・農地法第4条・第5条（農地転用）の許可申請・届出
- ・その他、農業委員会が受理する各種証明・届出

省略できる書類

- ・対象地の「土地全部事項証明書（登記簿謄本）」

従来通りの方法である

- ①法務局で取得
 - ②登記情報提供サービスでの取得
- でもお手続きは可能です。

